

報告事項

令和5年度事業計画

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

2050年カーボンニュートラル、国土強靱化、地方創生などの問題から日本の森林・林業はこれまで以上に多くの方面から注目されてきている。

そうした中で特に、昨年施行された都市（まち）の木造化推進法やウクライナ問題に端を発した経済安全保障への関心の高まりを背景に、利用期を迎えている国産材のさらなる活用と安定的な供給に対する期待の聲が高まっている。

一方、再造林率は3,4割の水準で推移していると言われており、持続性の確保された国産材への需要の高まりに十分に応えられていない状況となっている。

こうしたことから、持続性の確保された国産材の安定供給体制づくりに取り組むとともに、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の実現を図るため、建築物の木造化・木質化を一層積極的に進めることにより持続可能な林業を確立し、国産材の安定供給体制の構築に繋げていくことが喫緊の課題となっている。

このため、去る6月に公表された「国産材の安定供給に向けた体制の整備に向けた共同行動宣言 2022」にうたわれている、「森林所有者が経営意欲を持って山林経営に取り組める立木価格水準を念頭に、生産者と需要者が各々のコストを適切に転嫁するための具体的な仕組みづくり」や「国産材供給者と需要者間の相互の信頼関係の下、持続性の確保された国産材の利用を支える国民運動の構築」等の課題に取り組むことが必要となっている。

一方で、近年、全国各地で集中豪雨や台風、地震等による大規模な山地災害等が発生し、尊い命を奪うとともに、家屋・公共施設等への甚大な被害をもたらしている。こうした激甚な山地災害等への的確に対応するため、森林整備・治山対策による「緑の国土強靱化」を、手を緩めることなく強力に進めていかなければならない。

このような状況から、森林・林業の再生と木材産業の活性化並びに森林整備・治山対策による「緑の国土強靱化」に向けて、取り組みの強化を図っていくことが緊要となっており、林活地方議員連盟等との緊密な連携を図りつつ、我が国森林・林

業・木材産業の実態に即して積極的な提言・要請活動・普及啓発を行っていくこととする。

特に、協会会員からの情報発信については、協会報「日本林業」、情報・広報誌「森林と林業」、メール等を活用し、積極的に協力していく。

I 一般事業計画

以下の事項について提言活動等を推進するとともに、会員団体等との連絡・連携を密にし、森林・林業・木材産業の発展と業界団体の発展に資するものとする。

- 1 森林・林業・木材産業と山村の振興・発展のため、必要な予算、税制、制度等について要請活動等を推進し、林業の成長産業化と森林の公益的機能発揮に向けての林政の新しい展開について、新たな森林・林業基本計画に基づく施策に関し、団体としての要望や意見等を積極的に提示するなど、提言活動の一層の推進を図る。
- 2 地球温暖化による地球環境の危機が叫ばれる中、これまで以上に、二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減に取り組むことが必要であり、今後、森林吸収源対策の一層の推進を図るとともに、木材・木質バイオマスの利用拡大等を含め関係予算の確保や森林環境譲与税等の適切な運用について、精力的に取り組んでいく。
- 3 また、林業の成長産業化に向け、木材利用の更なる拡大に向けて取り組むとともに、緑の雇用等による林業労働対策、施業の集約化、林道をはじめとする路網の整備及び高性能機械の導入等による現場実行体制の効率化等を推進し、地域の森林・林業の担い手の育成・確保を図るとともに、森林施業の低コスト化（スマート林業の実現）、木材の安定的・効率的な生産供給など安定的な森林経営と国産材の安定的供給体制の確立に向けた提言活動を展開する。
- 4 利用可能な人工林資源が増大する中で、脱炭素社会実現の観点も踏まえつつ、木材製品の品質・性能の向上や新材の開発・普及等による住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大や木質バイオマス利用の促進、森林認

証材の普及啓発・利用促進を図る。特に、「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会」等と連携し、令和3年に成立・施行された「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、建築物における更なる木材利用の推進により脱炭素社会の実現を図るとともに、持続性の確保された国産材の安定供給体制の確立に向けた国民運動を展開する。

5 緑の国土強靱化を図り、地域の安全・安心の確保に向けた森林整備・治山対策の推進・拡充、また、東日本大震災の復興、豪雨災害、台風災害等からの復旧・復興に向けた対策の推進について積極的な提言・要請活動を進める。

6 水源林整備を計画的に推進するための実行体制の整備や施業放棄地、造林未済地等の解消に向けた取組を進めるよう提言活動を行う。

また、国有林については、公益的機能の一層の発揮と民有林との連携、安定的な管理運営体制の確立が図られるよう積極的に提言活動を行っていく。

更に、多様な森林空間利用について、森林サービス産業の創出に関する提言活動を行う。

7 林産物の貿易については、木材の持続的利用の観点から十分な配慮がはらわれるよう、今後の動向を注視するとともに、各種交渉の際においては、我が国の林業・木材産業に対し万全の対策を講じるよう、関係機関等に強力に要請していく。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）の見直しの検討状況及び今後の見通し等に関する情報収集に努め、引き続き適切な運用が図られるよう、森林認証制度やSDGsの普及・啓発を行う。

8 その他、本協会内に設置している部会等の活性化を図るとともに、早急に提言等を行う必要のある事案が生じた場合は、実情等を調査・検討し、必要に応じて関係部局等とも連絡・調整を図り、対策等について積極的に提言活動を行う。

このほか、引き続き、節目節目で林業団体懇談会を開催するほか、協会報「日本林業」による情報提供を行う。

II 基金事業計画

基金事業については、森林・林業及び山村の活性化に関する調査・研究及びその普及・啓発等に向けて事業を展開する。

令和4年度は、新型コロナウイルスのため公開講座」は実施できなかったが、令和5年度においては、「調査・研究」、「公開講座」、「普及・啓発」の3事業を有機的に連携して実施し、より効果的・効率的な普及・啓発を行う。

- 1 「調査・研究」については、新たな課題として、持続性の確保された国産材の安定供給体制づくりに関係する課題をテーマに、第5次調査研究会を開催する。
- 2 「公開講座」については、「調査・研究」と連携し、持続性の確保された国産材の安定供給体制づくりに関する講演会またはシンポジウム等を実施する。
- 3 「普及・啓発」については、引き続き情報・広報月刊誌「森林と林業」を発行し、森林・林業・木材産業の実態や林政の動向、試験研究の動向等を解説し、都道府県や市町村、林業関係団体、大学、大学校、森林管理局等に配布する。
また、木造・木質化の優良事例を重点的に紹介する。